

【協議事項 1】

令和6年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関について

鹿児島県における紹介受診重点医療機関についての協議の進め方

(R7.1.15 県保健医療福祉課)

		紹介受診重点医療機関になる意向	
		意向あり	意向なし
紹介受診重点 外来の基準	満たす	【区分1】 基準を満たす×意向あり	【区分2】 基準を満たす×意向なし
	満たさない	【区分3】 基準を満たさない×意向あり	【区分4】 基準を満たさない×意向なし

＜令和6年度の方針＞

(1) 意向ありの医療機関【区分1】【区分3】

地域医療構想調整会議において協議を行う。

必要に応じて対象医療機関に地域医療構想調整会議への出席を求め、区分3の医療機関については紹介受診重点医外来に関する基準を満たす可能性及びそのスケジュール等について説明していただく。

(2) 意向なしの医療機関【区分2】【区分4】

地域医療構想調整会議において対象医療機関を提示（一覧等で示す）し、必要があれば医療機関へ確認等を行う。

＜奄美保健医療圏の状況＞

(1) 【区分1】【区分3】の医療機関

なし

(2) 【区分2】 基準を満たす×意向なしの医療機関

1 医療機関

(3) 【区分4】 基準を満たさない×意向なしの医療機関

24 医療機関